

請 願 文 書 表

(令和5年2月13日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第22号(5.2.2) 日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、平成11年の国連総会で採択され、締約国189か国中114か国が批准(令和4年1月現在)している。条約締結国の個人または集団が条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に見解・勧告を通知する制度を定めている。日本は、ジェンダー平等度ランキングで世界146か国中116位(令和3年)、G7で最下位と遅れを取っている。選択議定書批准により、個人通報制度や調査制度が日本に適用されれば、日本の司法判断に国際基準が更に反映されるようになる。「日本の女性の権利を国際基準に、そのために選択議定書の批准を」の声が高まっている。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意している。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。</p> <p>政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、わが国は国際的に大きな差が広がられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とした。この立場で、政府は推進するべきと考える。現在、意見書採択は10府県を含む164議会で採択され(令和4年11月現在)広がっている。</p> <p>よって、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准することを求める意見書を国に提出するよう請願する。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 新日本婦人の会 中央支部 支部長 前 田 安 枝</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 松本 のり子 あわはら 富夫</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>